

香川県小学生バドミントン連盟規約
Kagawa Pref. School Children Badminton League (abb,S,B,L)

第1章 総 則

- 第1条 この規約は、香川県小学生バドミントン連盟に関する規約を定める。
第2条 香川県小学生バドミントン連盟(以下 連盟)に登録したチーム、クラブを統括し代表する組織体とする。

第2章 目 的

- 第3条 連盟は、小学生バドミントンの普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年のスポーツを振興し、もって心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 連盟は、前条の目的を達成するため、バドミントンに関する次の事業を行う。
- 1). 育成計画の策定と実施
 - 2). 交流事業の推進と実施
 - 3). 広報活動の調査と実施
 - 4). 活動開発に関する調査研究及び実験の実施
 - 5). 関連団体との提携と協力
 - 6). その他、目的達成に必要な事業

- 第5条 連盟は、前条の事業に関して、決定及び実施の権限を有する。
但し、連盟の事業実施の基本方針及び予算決算並びに、その変更については、あらかじめ理事会及び必要なら総会の承認を得るものとする。

第4章 登 録

- 第6条 連盟への加入は、登録をもって完了する。
登録に関しては、別に定める登録規定をもって行う。

第5章 役 員

- 第7条 連盟に次の役員を置く。
- | | | |
|----------------|-----|-----------------|
| ① 名誉会長 | 1名 | |
| ② 会 長 | 1名 | |
| ③ 副 会 長 | 若干名 | |
| ④ 理 事 長 | 1名 | |
| ⑤ 副理事長 | 若干名 | |
| ⑥ 常任理事 | 若干名 | (但し、理事の数を超えない) |
| ⑦ 理 事 | 若干名 | |
| ⑧ 代 議 員 (各クラブ) | 1名 | |
| ⑨ 準代議員 (各クラブ) | 1名 | (登録数が10名未満のクラブ) |

- 第8条 代議員は、各登録チーム・クラブから1名選出する。但し、10名以上の登録が必要。
10名未満の登録団体の代表者は準代議員とし、総会には出席できるが議決権及び発言権はない。但し、理事以上の役職は10名未満でもよい。

- 第9条 1).常任理事及び理事は、理事会において、代議員の中から若干名選出する。

2).推薦による常任理事及び理事は、連盟登録指導者の中から理事長が若干名推挙し、理事会で承認を得、会長に報告する。
但し、正副会長・正副理事長の役職に就いているチーム、クラブにおいては、別に代議員1名を選出する事ができる。

第10条 1).理事長は、理事会でこれを推挙し総会の承認を得る。
2).理事長は連盟の実務を統括する。

第11条 1).副理事長は理事長が推挙し、総会の承認を得る。
2).副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は、欠けた時は理事長が予め指名した順序により副理事長がその職務を代理し、またはその職務を遂行する。

第12条 1).会長と副会長は理事長が推挙し、理事会で承認し総会で承認を得て会長と副会長に推挙する。
2).会長は連盟を代表し連盟務を統括する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けたときは会長が予め指名した順序により副会長がその職務を代理し、又は、その職務を遂行する。

第14条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
1).役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。
但し、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。
2).役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、尚その職務を行う。

第6章 名誉会長及び顧問及び監査

第15条 本会に、名誉会長ならびに顧問及び監査を置くことができる。
1).名誉会長ならびに顧問は総会の承認を得て会長が委嘱する。
2).名誉会長は会長の諮問に応じ、顧問は理事会の諮問に応じるものとする。
3).監査は、総会の承認を得て決定する。

第7章 会 議

第16条 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、代議員、監査をもって構成し、連盟の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項を決議する。
1).総会は毎年1回開催し、会長がこれを召集し、その議長となる。
2).前項の他、理事会が必要と認めるとき、または理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき、会長は、2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第17条 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
但し、同一事項について再度召集したときはこの限りではない。
1).総会に出席できないときは、議決権を総会議決に委任するものとする。

第18条 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第19条 常任理事会は、理事長・副理事長・常任理事をもって構成し連盟運営上の方針を決定し、理事会で承認を得る。但し、理事会が召集出来ない緊急時の議事は常任理事会の

- 責任のもとに施行する。
- 第20条 理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事及び理事をもって構成し連盟務を議決し執行する。
- 1). 常任理事会・理事会は必要に応じて開催し、会長もしくは理事長がこれを召集して議長となる。
 - 2). 常任理事会・理事会は、役員²の2分の1以上出席しなければ開会することができない。
 - 3). 常任理事会・理事会の議事は、出席した役員²の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。
 - 4). 理事が理事会に出席できないときは、議決権を理事会の議決に委任する。

第8章 指導者協議会

- 第21条 連盟に、指導者の資質、指導力の向上の為、指導者協議会を置く。
- 1). 指導者協議会については理事会の議決を経て別に定める。

第9章 賞 罰

- 第22条 連盟運営等に際し、著しい貢献があった場合表彰を行うものとする。また、全国大会において個人戦・団体戦ともにベスト4以上に入賞した場合、表彰を行うものとする。
- 1). 表彰(記念品の贈呈)

- 第23条 連盟運営等に際し、倫理上問題のある行動を取った場合、罰則を与えるものとする。
- 1). 除名
 - 2). 有期の登録禁止
 - 3). 訓告

賞罰、いずれの場合も理事会にて決定するものとする。

第10章 慶 弔

- 第24条 連盟の役員在籍中における慶弔規定を定めるものとする。
- 1). 本人死亡時 香典3万円と生花
 - 2). 両親・配偶者・子供死亡時 香典1万円と生花
 - 3). 連盟関係者死亡時 香典1万円または生花
 - 4). 本人婚姻時 お祝い金3万円

第11章 会 計

- 第25条 連盟の予算は、大会費、登録料及び寄付金をもって充てる。

第12章 事 務 局

- 第26条 連盟の事務局は、高松市に置く。

第13章 本規約の変更

- 第27条 この規約は、理事会及び総会において3分の2以上の同意を得て変更することができる。
- 付則;この改正規約は平成4年5月20日の改正を経て、

平成8年4月1日より施行する。
平成15年3月17日(常任理事追加)一部改正、平成15年4月1日より施行する。
平成21年4月1日より施行する。
平成29年6月18日より施行する。
平成30年10月28日より施行する。
令和4年4月1日より施行する。
令和8年3月29日より施行する。

香川県小学生バドミントン連盟登録規定

第1条 当連盟への登録規定は基本、公益財団法人日本小学生バドミントン連盟の登録規定に準ずる。但し、年度初めの移籍は、関係団体間の同意が必要。(書式1 移籍申請願)

第2条 連盟の年間登録料については、下記の通りとする。

- 1). 団体登録料
1 団体 5,000円

- 2). 個人登録料
連 盟 2,000円
県 協 会 500円
日 小 連 500円

- 3). 指導者登録料
連 盟 1,000円

付則;平成19年3月21日一部改訂、平成19年4月1日より施行する。
付則;平成26年4月1日一部改訂、平成26年4月1日より施行する。
付則;平成29年4月1日一部改訂、平成29年4月1日より施行する。
付則;令和7年4月1日一部改訂、令和7年4月1日より施行する。